

施設等利用給付認定申請について

(令和6年度申請用)

施設等利用給付認定とは

対象となる施設・事業の利用料の無償化を受けるために必要な認定です。
対象の方は、利用開始前に申請してください。

1 対象者

- ・幼稚園や認定こども園の預かり保育事業
- ・認可外保育施設（ベビーシッター含む）
- ・一時預かり事業
- ・病児保育事業
- ・ファミリーサポート事業

を利用し、「保育を必要とする事由（p.4参照）」のいずれかに該当する方

なお、0～2歳児クラス（満3歳児クラス）は、下表のとおり住民税非課税世帯のみが対象です。

クラス年齢	世帯の条件		認定
0～2歳 (満3歳児)	住民税非課税世帯		施設等利用給付 新3号認定
	4～8月利用	令和5年度市町村民税非課税世帯	
	9～3月利用	令和6年度市町村民税非課税世帯	
3～5歳	全ての世帯		施設等利用給付 新2号認定

※クラス年齢とは、施設を利用する年度における4月1日時点の年齢を指します。

※便宜上、施設等利用給付認定を教育・保育給付認定と区別するために、号数に「新」をつけて表記しています。

※認可保育園・認定こども園・幼稚園・地域型保育施設・企業主導型保育所に在籍している方は、認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・ファミリーサポート事業の無償化対象外です。

2 認定申請手続き

● 提出書類

- ア 施設等利用給付認定申請書 兼 現況届
- イ 保育が必要な状況を証明する書類（保護者全員分）※p.4 参照
- ウ 住民税の非課税証明書（原本）
※0～2歳児クラスで、保護者の住民票が江別にない場合のみ提出

利用時期	必要書類
4～8月利用	令和5年度市町村民税非課税証明書
9～3月利用	令和6年度市町村民税非課税証明書

- エ 保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書
※認可外保育施設の利用のみを希望している方のみ提出

● 提出先

利用施設または江別市役所子ども育成課

注 意

〈認定開始日について〉

支払った利用料に対する給付を受けるためには、事前の申請が必要です。申請日より前の利用分については、無償化の対象外となりますので、ご注意ください。

利用開始日までに就労証明書等の提出が間に合わない場合は、先に「施設等利用給付認定申請書兼現況届」を提出してください。不足書類が提出された後、「施設等利用給付認定申請書兼現況届」の提出日に遡って認定いたします。

〈認定後の変更手続き〉

施設等利用給付認定を受けた後に、保育を必要とする事由（就労状況等）や世帯状況が変更となった場合は、下記のとおり変更申請書類を提出してください。

- ア 施設等利用給付認定変更申請（届出）書
- イ 保育が必要な状況を証明する書類 ※p.4別表参照

また、退職された場合など、無償化の要件を満たさなくなった場合は「施設等利用給付認定事由消滅届兼利用終了届」を提出してください。

3 無償となる利用料

施設等利用給付認定を受けた場合、利用料のうち昼食・おやつなどの食材料費や日用品などを除く部分が無償となります。

また、無償化には下表のとおり月額上限があり、上限額を超えて利用した場合、超過分は保護者負担となります。

● 無償化上限額

対象となる施設・事業	0～2歳児クラス	3～5歳児クラス
預かり保育	①450円×利用日数 ②16,300円/月	①450円×利用日数 ②11,300円/月
①または②のどちらか少ない方の額		
認可外保育施設 一時預かり 病児保育 ファミリーサポート	42,000円/月	37,000円/月

※複数の事業（一時預かり事業、認可外保育施設、病児保育事業、ファミリーサポート事業）を利用している場合、利用した全ての事業所の利用料を合算しての上限額となります。

● 無償となつた場合の支払い方法

対象となる施設・事業	支払方法
預かり保育（市内施設）	«現物給付» 利用料が月額上限に達しない間は、利用料を支払う必要はありません。無償化の上限に達した後の利用については、超過分を施設に支払う必要があります。
認可外保育施設 一時預かり 病児保育 ファミリーサポート 預かり保育（市外施設）	«償還払い» 利用料を全額施設に支払いの上、3カ月に1度給付請求を行うことにより、支払った額のうち無償化分が市から給付されます。請求方法は、認定後詳しくご連絡いたします。

お問い合わせ先

〒067-8674

江別市高砂町6番地

江別市健康福祉部子育て支援室子ども育成課

TEL：011-381-1030

【別 表】

下記の事由に応じて、必要な書類を提出してください。

保育を必要とする事由		認定の期間	提出書類
①	就労 (月64時間以上)	在職している期間	就労証明書(市様式)※
②	妊娠・出産	出産予定日の8週前の月の初日から出産日の8週後の月の末日まで(8週後が月末日の場合は翌月末日)	母子手帳の写し (表紙と分娩予定日の記載があるページ)
③	疾病や障がい	療養に要する期間	診断書(市様式)※・障害者手帳の写し・療育手帳の写し、判定書の写し
④	親族の介護や看護 (月64時間以上)	介護・看護に要する期間	介護看護申立書(市様式)
			対象者の診断書※・障害者手帳の写し・介護保険被保険者証の写し・療育手帳の写し
⑤	震災、風水害、火災等の災害復旧 (月64時間以上)	復旧に要する期間 (1年以内)	罹災証明書※ 申立書
⑥	求職活動 (起業の準備を含む)	認定日の90日後の月の末日まで	求職活動状況調査票 (市様式)※
⑦	就学等(就労を前提とした職業訓練校・各種学校への通学) (月64時間以上)	卒業予定日の月の末日まで	在学証明書※ 時間割等
⑧	児童虐待やDVの恐れがある場合	必要事由がある期間	ご相談ください。
⑨	育児休業 (休業前から預かり保育を利用している場合の継続利用に限る。)	育児休業終了日の月の末日まで	育児休業を証明する書類(就労証明書(市様式)※または育児休業証明書(市様式)※)

※3ヵ月以内に発行したもの

保育の必要性に変更があった場合は、必ず認定変更の手続きをしてください。